

令和6年産

経営所得安定対策事業

村内説明会資料

国の承認の関係で後日変更となる場合があります。

あらかじめご了承ください。

六ヶ所村農業再生協議会

目 次

○はじめに	・・・ 1
1 令和6年産米の「生産目標」	・・・ 1
2 令和6年度における水田活用の直接支払交付金について	
(1) 交付単価について	・・・ 2
(2) 令和6年度産地交付金に係る村設定（案）について	・・・ 3
(3) 令和6年度産地交付金に係る県・国設定（案）について	・・・ 9
(4) 飼料作物・WCS用稲の基準単収の設定について	・・・ 10
(5) 飼料作物の利用供給及び自家利用について	・・・ 10
3 畑地化促進事業について	・・・ 11
4 交付対象水田の見直しについて	・・・ 13
5 自然災害等の発生による作物被害があった場合について	・・・ 14
6 年度途中で経営者の名義が変更となる場合について	・・・ 15

〇はじめに

経営所得安定対策事業では、農業者に対して「水田活用の直接支払交付金」や「畑地化促進事業」などの支援策が講じられています。

国の機関である会計検査院による会計実施検査の結果により、支援内容や取組内容が見直されており、令和6年度においても変更となる部分があります。

また、実績報告時に必要となる書類や確認する内容が、これまでより増えております。

今回の説明会では、変更となる部分、必要となる書類について説明しますので、事業の内容にご理解いただいたうえで取組を実施してくださるようお願いいたします

1 令和6年産米の「生産目標」

1. 米の生産数量目標について

令和6年12月26日、青森県農業再生協議会より本村農業再生協議会へ「生産数量目標」が提示されました。

この提示された「生産数量目標」に基づき、本協議会の「生産数量目標」は以下のとおりとします。

	令和5年産	令和6年産	前年比較増減
生産目標数量	206 t	145 t	▲61 t
生産目標面積	38ha	28ha	▲10ha

2. 基準単収について

青森県農業再生協議会における、地域農業再生協議会別の単収の算定は、農林水産統計数値の過去7年のうち、最高値及び最低値を除いた5年分の平均数値に作柄表示地帯別の補正係数を乗じた数値であり、本村農業再生協議会においても同じ数値を使用しています。

										(kg/10a)
H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	7中5の 単収	H28～R5 の補正後 収量	
527	480	508	543	540	525	541	541	531	523	



2 令和6年度における水田活用の直接支払交付金について

(1) 交付単価について

交付金の種類	対象作物	R 5 交付単価 (円/10a)	R 4 交付単価 (円/10a)	備考
戦略作物助成	麦 大豆	35,000	35,000	
	飼料作物	播種実施 35,000	播種実施 35,000	
		収穫のみ 10,000	収穫のみ 35,000	
	米粉用米 飼料用米 (多収性品種)	標準単価 80,000	標準単価 80,000	
		収量・作柄に応じて 55,000~105,000	収量・作柄に応じて 55,000~105,000	
	飼料用米 (一般品種)	標準単価 75,000	標準単価 80,000	
収量・作柄に応じて 55,000~95,000		収量・作柄に応じて 55,000~105,000		
WC S用稲	80,000	80,000		
加工用米	20,000	20,000		

※注意点

①飼料用米について

- ・飼料用米のうち一般品種の交付単価は、令和6年度から段階的に引き下げとなります。

●参考：飼料用米（一般品種）の交付単価

令和6年産	令和7年産	令和8年産
標準単価 75,000	標準単価 70,000	標準単価 65,000
収量・作柄に応じて 55,000~95,000	収量・作柄に応じて 55,000~85,000	収量・作柄に応じて 55,000~75,000

- ・令和5年度から飼料用米の戦略作物助成について、合計収量のうち**1.70mmふるい上**の米により単価を計算することとなっております。

②飼料作物について

- ・播種実施の単価は35,000円/10aとなっておりますが、実績書類として種子の購入伝票が必要となります。購入伝票は、購入日、購入先、品種名、購入数量が記載されている必要があります。
- ・令和6年度から播種する場合は、**種子を10aあたり2.0kg以上撒くことが要件**となります。10aあたり2.0kg以上撒いているかについては、基本的に購入伝票に記載される購入数量をもって確認します。
- ・また、**播種した地番及び播種日を確認する必要があります**ので、作業日誌等に記録するか、国の様式がありますので、ご活用ください。

(2) 令和6年度産地交付金に係る村設定（案）について

令和6年度産地交付金に係る村設定については、以下のとおりとしております。

なお、国の承認が必要なため、後日変更となる場合がありますので、ご了承ください。

No.	分類	区分	対象品目	R 6 単価（案） （円／10a）	調整の有無
1	化学肥料及び 農業用薬剤低減	新規	飼料用米 （多収品種）	15,000	有 農業者の実績が 配分額を超えた 場合は、減額し て交付する場 合があります。
			WCS用稲	15,000	
			飼料用米 （一般品種）	10,000	
2	効率化・省力化	新規	飼料用米 （多収品種）	15,000	
			WCS用稲	15,000	
			飼料用米 （一般品種）	10,000	
3	地域振興作物	継続	野菜等 （別紙のとおり）	27,000	
4	稲わら利用助成	継続	飼料用米 （多収・一般品種）	27,000	
5	生産性向上	継続	飼料作物	4,000	

注意事項

各分類における詳細な取り組み内容は、次ページ以降に記載しております。

該当する取組を実施した場合、確認資料を提出してください。

提出が確認されない場合、産地交付金の交付を受けられませんので、ご注意ください。

(2) 令和6年度産地交付金に係る村設定(案)について

●詳細な取り組み内容について

No.	分類	区分	対象品目	R6単価(案) (円/10a)
1	化学肥料及び 農業用薬剤低減	新規	飼料用米 (多収品種)	15,000
			WCS用稲	15,000
			飼料用米 (一般品種)	10,000

以下の表から1つ以上の取組を実施することが交付要件となります。

**該当する取組を実施した場合、確認資料を提出してください。
提出が確認されない場合、産地交付金の交付を受けられません
ので、ご注意ください。**

	取組内容	確認資料
1	土壌診断に基づく施肥管理	診断結果表
2	葉色診断に基づく施肥管理	診断結果表
3	稲わらの鋤込みによる地力の回復	鋤込み状況の写真
4	肥効調節型肥料の全量基肥施用	肥料の購入伝票
5	温湯種子消毒による薬剤費の削減	温湯種子消毒の写真、薬剤購入伝票
6	効率的施肥管理(側条施肥、低成分肥料の施肥等)	機械作業の写真、作業日誌
7	農薬の苗箱播種同時処理	購入伝票、作業日誌、実施状況写真
8	農薬の田植え同時処理	購入伝票、作業日誌、実施状況写真

※2番の稲わらの鋤込みについてWCS用稲は対象外。

(2) 令和6年度産地交付金に係る村設定（案）について

●詳細な取り組み内容について

No.	分類	区分	対象品目	R 6単価（案） （円/10a）
2	効率化・省力化	新規	飼料用米 （多収品種）	15,000
			WCS用稲	15,000
			飼料用米 （一般品種）	10,000

以下の表から1つ以上の取組を実施することが交付要件となります。

**該当する取組を実施した場合、確認資料を提出してください。
提出が確認されない場合、産地交付金の交付を受けられません
ので、ご注意ください。**

	取組内容	確認資料
1	団地化（連担の要件は別添参照）	農地中間管理機構法関係書類（農地利用集積配分計画）
2	土地利用集積	農地中間管理機構法関係書類（農地利用集積配分計画）
3	ラジヘリによる共同防除	契約書、作業計画書
4	自動操舵システムによる耕起や収穫などの作業	実施状況写真、作業日誌
5	農業用ドローンによる防除作業	実施状況写真、作業日誌
6	水耕ロングマットによる育苗	育苗状況写真、資材の購入伝票
7	プール育苗	育苗状況写真、作業日誌
8	密播（密苗）	種子購入伝票、作業日誌
9	直播栽培	実施状況写真、作業日誌
10	疎植栽培	実施状況写真、作業日誌
11	共同施設・機械の稼働率の向上	実施状況写真、作業日誌
12	複合作業機械（耕起・播種・施肥同時作業機械等）の導入	実施状況写真、作業日誌
13	自動水管理装置の利用	装置の写真、作業日誌

(2) 令和6年度産地交付金に係る村設定(案)について

●詳細な取り組み内容について

No.	分類	区分	対象品目	R6単価(案) (円/10a)
3	地域振興作物	継続	野菜等	27,000

以下の表に記載する品目を作付することが交付要件となります。
該当する取組を実施した場合、出荷伝票、作業日誌を提出してください。
提出が確認されない場合、産地交付金の交付を受けられません
ので、ご注意ください。

対象作物				
アスパラガス	いちご	えだまめ	かぶ	かぼちゃ
キャベツ	きゅうり	こかぶ	ごぼう	さといも
さやえんどう	しそ	しゅんぎく	食用ぎく	ズッキーニ
セリ	トマト	そらまめ	だいこん	チコリー
つくねいも	スイートコーン	ねぎ	ながいも	なす
にら	にんじん	にんにく	ブロッコリー	はくさい
ばれいしょ	葉わさび	ピーマン	ふき	モロヘイヤ
ほうれんそう	メロン	みつば	ミニトマト	みょうが
こまつな	やまうど	カリフラワー	すいか	セロリ
ゆうがお	ぎょうじゃにんにく	クレソン	さつまいも	しいたけ
まこもだけ				

(2) 令和6年度産地交付金に係る村設定(案)について

●詳細な取り組み内容について

No.	分類	区分	対象品目	R6単価(案) (円/10a)
4	稲わら利用助成	継続	飼料用米 (多収・一般品種)	27,000

**以下の表に記載する事項を実施することが交付要件となります。
該当する取組を実施した場合、確認書類を提出してください。
提出が確認されない場合、産地交付金の交付を受けられません
ので、ご注意ください。**

取組要件

- ①新規需要米取組計画の認定を受けているほ場の稲わらであること。
- ②実需者との間に利用供給協定(別紙3の事項を全て含む内容)を締結していること。
又は自家利用の場合、自家利用計画を策定していること。
- ③刈取時期が出穂期以降で、利用供給協定に定める時期としていること。
- ④飼料用米として、出荷・販売された稲わらであること。

確認書類

- ①新規需要米認定結果通知書
- ②利用供給協定書又は自家利用計画書
- ③稲わらの受領書又は作業日誌
- ④飼料用米の出荷・販売伝票

(2) 令和6年度産地交付金に係る村設定(案)について

●詳細な取り組み内容について

No.	分類	区分	対象品目	R6単価(案) (円/10a)
5	生産性向上	継続	飼料作物	4,000

以下の表から2つ以上の取組を実施することが交付要件となります。

該当する取組を実施した場合、**確認書類を提出してください。**
提出が確認されない場合、産地交付金の交付を受けられません
 ので、ご注意ください。

	取組	内容	確認書類
1	明渠または暗渠等による排水対策	明渠や暗渠等の施工、畦畔及びほ場入口の整備	作業日誌、写真対策経費が分かる書類
2	土壌診断	土壌診断に基づく施肥の実施	作業日誌、土壌診断書、肥料購入伝票
3	土壌改良・地力増進	堆肥または土壌改良材等の施用	作業日誌、資材購入伝票
4	作業・生産体制の効率化	作業委託・共同作業の実施	作業日誌、作業委託契約書等
5	非耕起播種機による播種	非耕起播種機による播種の実施	作業日誌、装置の写真
6	生産力強化	生育不良箇所に追加播種の実施	作業日誌、種子購入伝票

(3) 令和6年度産地交付金に係る県・国設定（案）について

令和6年度産地交付金に係る県及び国設定については、以下のとおり予定しているとの情報をいただいております。

なお、国の承認が必要なため、後日変更となる場合がありますので、ご了承ください。

	対象作物		要件	R6単価（案） （円/10a）
県 設 定	飼料用米 （多収品種）	複数年契約助成	・ 3年以上の複数年契約 （令和5年からの継続分） ・ 多収品種・生産性向上の取組	8,000
		複数年契約定着助成	・ 3年以上の複数年契約 （令和6年からの継続分） ・ 多収品種・生産性向上の取組	8,000
	大豆（拡大分）		・ 作付面積の新規拡大 【要件】主食用米以外の水稻への輪作を実施（前年大豆作付圃場の2割以上）	9,000
	子実とうもろこし（飼料用） （拡大分）		・ 作付面積の新規拡大	9,000
	新市場開拓用米 （輸出用米等）		・ 生産性向上の取組	9,000
	高収益野菜（拡大分）		・ 取組面積の8a以上の拡大・新規	22,000
		契約栽培加算	・ 契約栽培に取り組んだ場合に加算	加算額 13,000
国 設 定	そば（基幹作）		—	20,000
	なたね（基幹作）		—	20,000
	新市場開拓用米（基幹作）		—	20,000
		複数年契約加算	・ 3年以上の新規契約を対象に令和6年度に配分	加算額 10,000

(4) 飼料作物・WCS用稲の基準単収の設定について

現在、青森県では飼料作物・WCS用稲の基準単収の設定について検討しているところです。基準単収が設定された場合、基準単収と比較して各申請者の収量が問題ないか確認する必要があります。

収量が基準単収の半分以下など極度に低い場合は、交付金が交付されない等の措置が講じられることがありますので、ご注意ください。

なお、基準単収の設定は、令和5年度に実施された会計検査院による会計実地検査において指摘された内容であり、それを踏まえて今回新たに設定されるものであります。

具体的な内容については、国及び県から情報が次第、別途通知します。

(5) 飼料作物の利用供給及び自家利用について

牧草等の飼料作物を作付・収穫する場合、畜産農家等と利用供給協定を締結し供給する、又は、自家利用計画書を作成し飼料作物を消費することが必要ですが、以下の点を確認の上、利用供給協定書の締結、自家利用計画書の作成を行うようお願いします。

※注意点

- ・供給先又は自家で飼育される家畜が、生乳を生産する乳牛、食肉となる牛や馬、ヤギなど、**食用に供される家畜**であること。
- ・飼料作物の利用供給量又は自家利用数量を確認の上、協定書等に明記すること。
(ロールの大きさ、重さ、個数など)
- ・**利用供給協定書**の場合は、相手方に飼料作物を引き渡し、**受領書**を記載してもらうこと。このとき、引き渡した日にち、飼料作物の数量等を必ず記載すること。
- ・また、**利用供給先に対し家畜への給餌記録を行っていただき**、実績報告時に提出すること。

※必要となる書類について

- ・必要となる書類の様式は、本村農業再生協議会で作成したものがありますので、ご活用ください。
- ・利用供給又は自家利用で必要となる書類は次のとおりです。

①利用供給協定を締結する場合

- | | |
|----------|-------------------------|
| ・利用供給協定書 | ・・・申請時（5月31日）までに提出 |
| ・受領書 | ・・・実績時（10月25日（予定））までに提出 |
| ・作業日誌 | ・・・実績時（10月25日（予定））までに提出 |
| ・給餌実績 | ・・・実績時（10月25日（予定））までに提出 |

②自家利用計画書を作成する場合

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ・自家利用計画書 | ・・・申請時（5月31日）までに提出 |
| ・自家利用生産実績報告書 | ・・・実績時（10月25日（予定））までに提出 |
| ・作業日誌 | ・・・実績時（10月25日（予定））までに提出 |
| ・給餌実績 | ・・・実績時（10月25日（予定））までに提出 |

3 畑地化促進事業について

(1) 令和5年度までに採択された農地について

- ・令和4年度に採択された農地は令和8年度まで、令和5年度に採択された農地は令和9年度まで作付を継続してください。
- ・必要となる書類や提出時期は、『水田活用の直接支払交付金』と同様となります。

①高収益作物の場合

- ・出荷伝票
- ・・・実績時（10月25日（予定））までに提出

②その他の作物（牧草等）

○利用供給協定を締結する場合

- ・利用供給協定書
- ・・・申請時（5月31日）までに提出
- ・受領書
- ・・・実績時（10月25日（予定））までに提出
- ・作業日誌
- ・・・実績時（10月25日（予定））までに提出

○自家利用計画書を作成する場合

- ・自家利用計画書
- ・・・申請時（5月31日）までに提出
- ・自家利用生産実績報告書
- ・・・実績時（10月25日（予定））までに提出
- ・作業日誌
- ・・・実績時（10月25日（予定））までに提出
- ・自家利用給餌実績
- ・・・令和6年産の作物を全て給餌したら提出

令和5年度までに採択された農地に対する支援内容	
対象作物	定着促進支援
高収益作物（野菜等）	2万円/10a×5年間
畑作物（麦、大豆、飼料作物等）	2万円/10a×5年間

(2) 令和6年度申請分について

- ・令和6年度申請分については、次のとおりとなります。
- ①申請された内容を国がポイント制により審査し、ポイントが高い申請者から配分されますので、審査により採択されない場合がありますので、ご了承ください。
- ②申請対象地が借地の場合は、地権者からの同意書が必要となります。申請の締め切りまでに同意書の提出がない場合は、該当する農地は申請から除外することとなりますので、ご了承ください。

令和6年度採択 支援内容		
対象作物	畑地化支援	定着促進支援
高収益作物（野菜等）	14万円/10a	2万円/10a×5年間 又は 10万円/10a（一括）
畑作物（麦、大豆、飼料作物等）	14万円/10a	2万円/10a×5年間 又は 10万円/10a（一括）

※定着促進支援については、国の予算の都合により一括となるか、分割となるか決定されますので、ご了承ください。

3 畑地化促進事業について

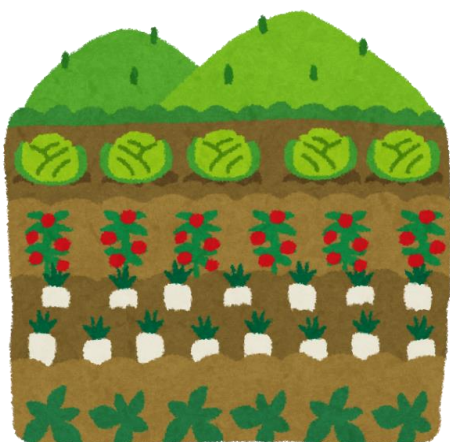
(3) 注意点について

- ・ 5年間継続して作付することが要件です。現地確認等により作付が確認できない場合は、返還対象となる可能性がありますので、ご注意ください。
- ・ また、途中で耕作者が変更となる場合は、変更後の耕作者が要件を継承して耕作することで、残りの支援期間について、交付金を受け取ることが可能です。
- ・ 畑地化した農地は、6年目以降に交付対象水田に戻ることはありません。

(参考) 採択要件について

次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- ①令和5年度において『水田活用の直接支払交付金』の交付対象地となっていること。
- ②畦畔等のたん水設備及び所要の用水給水設備を有すること。
- ③おおむね団地化された畑地を形成していること。
- ④要望対象地が借地の場合は、畑地化促進事業に要望及び申請することについて土地所有者から同意を得ていること。
- ⑤採択後、令和6年度を含めて5年間（令和10年度まで）は作付すること。



4 交付対象水田の見直しについて

(1) 交付対象水田のルールについて

- ①非農地に転用された土地、水張りができない農地（畦畔や用水路がない農地）は、交付対象外となります。
- ②3年連続で作物の作付がなく、翌年も作付が行われないことが確実な農地は、交付対象外となります。
- ③令和4年度以降において、過去5年間連続して水張（水稲の作付）をしなかった農地は、令和9年度以降は交付対象外となります。

(2) 水張ルールの具体的な内容について

・次に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合でも、交付対象水田から除外しないこととなります。

- ①災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ②基盤整備に関連する事業が実施されている場合



- ・水張りは、水稲作付により確認することが基本となります。
- ・ただし、次の全てに該当する場合は水張を行ったものとみなすことができます。
なお、本村農業再生協議会へ事前に相談する必要があります。
- ①たん水管理を1ヶ月以上行うこと。（用水によるたん水状態を1ヶ月以上行うこと）
- ②連作障害による収量低下が発生していないこと。

(3) 水張ルールの注意点

- ・1ヶ月以上の期間、たん水管理を行う場合は、次の点にご注意ください。
- ①降雨や雪解け水など、天水によるたん水は認められません。
- ②たん水管理は、ほ場全体で実施すること。部分的な湛水は認められません。
- ③連作障害による収量低下が発生した場合は、たん水管理を実施していても交付対象水田から除外される場合があります。
- ④また、たん水管理を実施していても、ほ場に畦畔が無かったり作付実態が無いなど、そのほかの要件に合致しない場合は、交付対象水田から除外される場合があります。
- ⑤実施する時期に定めはありませんので、作付状況に合わせて実施の検討をお願いします。
- ⑥国等の方針により、内容が変更なる場合がありますので、ご了承ください。

(4) 水稲作付によらない湛水管理を実施する場合について

- ・水稲作付によらない湛水管理を実施する場合は、本村農業再生協議会へ事前に相談をお願いします。
- ・また、必要となる書類等は次のとおりとなります。
- ①たん水管理実施報告書（様式は本村農業再生協議会に備えています。）
- ②たん水管理を行った現地写真（一筆ごとに開始・終了の2回撮影した写真が必要）
- ③たん水管理を行った作業日誌（一筆ごとに記録すること）

5 自然災害等の発生による作物被害があった場合について

経営所得安定対策事業における 自然災害の発生時の対応について

自然災害により減収や収穫皆無となった場合でも、一定の条件を満たせば交付対象となります。この場合、被害状況等の確認が必要となりますので、必ず関係機関(本村農業再生協議会、農業共済組合、JA、東北農政局青森県拠点等)にご相談ください。

日頃から耕起、播種、防除管理の作業内容を作業日誌に記録すること！
作業日誌は圃場ごとに記録すること！



自然災害発生
(減収・収穫皆無)

関係機関に相談

関係機関による被害状況の確認

自然災害によるもので、かつ、適切な生産が行われていることが確認できれば交付対象となります。

※自己の判断で、すきこみ等を行った場合、被害状況等の確認ができず交付対象とならない場合があります。

【お問い合わせ】

東北農政局 青森県拠点
六ヶ所村農業再生協議会

TEL:017-777-3512
TEL:0175-72-8134

6 年度途中で経営者の名義が変更となる場合について

経営所得安定対策事業の申請者変更を忘れずに行いましょう

経営所得安定対策事業の申請後において、経営移譲や申請者が死亡した場合などによって、経営者の変更があった場合、名義変更が必要となります。

手続きをしないと、申請した交付金の交付が遅れる場合や、交付ができなくなる場合がありますので、忘れずに手続きを行ってください。

手続きの流れ

経営移譲等の権利者変更が発生した場合、速やかに関係機関(本村農業再生協議会やJAなど)へご相談ください。その後、手続きに必要な書類(下記参照)を用意し、関係機関へ提出してください。

手続きに必要な書類

下記の必要な書類は状況に応じてご自身でご用意いただくこととなります。必要な書類を準備した上で、関係機関の窓口で申請書の記入が必要となります。

- ①通帳の表紙裏ページの写し
- ②農地基本台帳の写しなど(※1、※2)
- ③新規申請者の認定農業者の認定証の写し(※3)

※1 下記の書類は農地基本台帳の代わりの書類となります。

なお、①と②は農業委員会での手続きが必要です。

- ①農地法第3条第1項の規定による許可に係る指令書写し、及び該当権利に係る契約書写し
- ②農地利用集積計画の写し
- ③その他経営移譲を確認できる書類

※2 相続対象者である証明(戸籍謄本など)を追加で提出いただく場合があります。

※3 ゲタ交付金・ナラシ交付金の申請者のみ必要となります。